建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）

令和９~~８~~年１~~７~~月１日以降入札公告の業務に適用

令和９~~８~~年１~~７~~月

青森県　県土整備部

目　次

１　はじめに
　　１－１　背景　P. 1
　　１－２　本手引きの目的　P. 1

２　総合評価落札方式の概要
　　２－１　選定方式の定義　P. 2
　　２－２　総合評価落札方式の適用　P. 2
　　２－３　総合評価の概略手順　P. 3
　　２－４　手続きの流れ（基本的な事務フロー）　P. 5

３　総合評価落札方式（標準型、簡易型）における評価
　　３－１　総合評価の方式　P. 6
　　３－２　総合評価点の算定式　P. 6
　　３－３　落札者の決定　P. 7

４　技術評価項目及び評価基準
　　４－１　技術評価項目及び配点　P. 9
　　４－２　技術評価項目に関する評価基準　~~P. 22~~　P. 23
　　４－２－１　企業評価　~~P. 22~~　P. 23
　　４－２－１－１　同種業務の実績　~~P. 22~~　P. 23
　　４－２－１－２　業務成績評定の平均点　~~P. 24~~　P. 25
　　４－２－１－３　マネジメントシステムの取組状況　~~P. 25~~　P. 26
　　４－２－１－４　本店の所在地　~~P. 26~~　P. 27
　　４－２－１－５　企業の地域精通度　~~P. 27~~　P. 28
　　４－２－１－６　企業の優良建設関連業務表彰の有無　~~P. 28~~　P. 29
　　４－２－１－７　若手及び女性技術者の育成　~~P. 29~~　P. 30
　　４－２－１－８　災害協定締結及び災害活動の実績の有無　~~P. 30~~　P. 31
　　４－２－１－９　社会貢献活動実績の有無　~~P. 31~~　P. 32
　　４－２－２　技術者評価　~~P. 33~~　P. 34
　　４－２－２－１　技術者の保有する資格　~~P. 34~~　P. 35
　　４－２－２－２　技術者の同種業務の実績　~~P. 35~~　P. 36
　　４－２－２－３　技術者の業務成績評定点　~~P. 37~~　P. 38
　　４－２－２－４　技術者の優良建設関連業務表彰の有無　~~P. 38~~　P. 39
　　４－２－２－５　技術者の手持ち業務量　~~P. 39~~　P. 40
　　４－２－２－６　継続教育の取組状況　~~P. 40~~　P. 41
　　４－２－２－７　技術者の地域精通度　~~P. 42~~　P. 43

４－２－３　実績補正　P. 44
４－２－~~３~~４　実施方針　~~P. 43~~　P. 45
４－２－~~３~~４－１　業務理解度　~~P. 43~~　P. 45
４－２－~~３~~４－２　実施手順　~~P. 44~~　P. 46
４－２－~~４~~５　技術提案　~~P. 45~~　P. 47
４－２－~~４~~５－１　特定テーマ　~~P. 45~~　P. 47

５　評価内容の担保
５－１　履行の確保　~~P. 46~~　P. 48
５－２　履行できなかった場合の措置　~~P. 46~~　P. 48

６　入札公告手続き
６－１　入札公告　~~P. 46~~　P. 48
６－２　入札説明書　~~P. 47~~　P. 49

７　技術提案の中立かつ公正な審査・評価
７－１　技術提案の審査　~~P. 48~~　P. 50
７－２　中立かつ公正な審査・評価の確保　~~P. 48~~　P. 50
７－３　自己評価申請書（様式０）の審査方法　P. 50

８　技術提案の審査方法について
８－１　審査者について　~~P. 49~~　P. 51
８－２　標準型の場合　~~P. 49~~　P. 51
８－３　簡易型Ⅰ（土木関係建設コンサルタント業務）の場合　~~P. 50~~　P. 52
８－４　簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）の場合　~~P. 50~~　P. 52
８－５　簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）の場合　~~P. 50~~　P. 52

１　はじめに

１－１　背景

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、公共工事の受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が生じていた。

このような背景のもと、平成１７年４月１日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、法第３条「基本理念」において、「公共工事の品質は（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と謳われ、発注者の責務として、技術的能力を有する者による競争を実現し、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮した、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが求められている。

また、平成１７年８月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）」においては、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、「公共工事に関する調査・設計についても、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である」と明記されている。

本県においては、平成１８年度に公共工事に関する総合評価落札方式を試行導入し、平成２１年度からは、設計額５千万円以上の工事は原則として全て総合評価落札方式で実施しているところである。公共工事の品質確保に重要な役割を果たしている調査・設計業務についても、平成２５年度から総合評価落札方式を試行導入し、平成３０年度から設計額１千万円以上の土木関係建設コンサルタント業務（複合業務を除く）を原則化、令和元年度からは設計額１千万円以上の建築関係建設コンサルタント業務を原則化している。

１－２　本手引きの目的

「総合評価落札方式」においては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、技術提案等を評価するための評価項目の設定が必要となる。

また、本方式により入札契約を行う場合は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項及び第１６７条の１３の規定により、必要な段階で「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」とされている。

このため、本手引きは、青森県県土整備部発注建設関連業務について、品確法及び基本方針に基づき、「総合評価落札方式」による円滑な入札契約を実施するための効果的・効率的な評価項目の設定の基本的な方法や、必要な実施手順を示すことを目的としている。

２　総合評価落札方式の概要

「総合評価落札方式」は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。

なお、県土整備部における建設関連業務の総合評価落札方式の試行にあたっては、以下のとおり実施するものとする。

（１）土木関係建設コンサルタント業務

設計額１千万円以上の土木関係建設コンサルタント業務（複合業務は除く）については、原則、「標準型」「簡易型Ⅰ」「簡易型Ⅱ」のいずれかで実施する。

ただし、設計額５百万円以上で業務の難易度が高く、評価テーマに関する技術提案を求めることによって品質向上が期待できる土木関係コンサルタント業務（複合業務は除く）については、原則、「標準型」で実施する。また、設計額５百万円以上で業務の難易度が比較的高く、県外企業（県外に本店がある企業）を含む企業が対象として想定される土木関係コンサルタント業務（複合業務は除く）については、原則、「簡易型Ⅰ」で実施する。

（２）建築関係建設コンサルタント業務

設計額１千万円以上の建築関係建設コンサルタント業務については、原則、「標準型」「簡易型Ⅰ」「簡易型Ⅱ」のいずれかで実施する。

２－１　選定方式の定義

（１）価格競争方式

入札参加要件として一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる場合に選定する。

（２）総合評価落札方式

事前に業務の仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合に選定する。

（３）プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に選定する。

例：各種基本計画検討・策定、大型・特殊構造物補強設計等

２－２　総合評価落札方式の適用

総合評価落札方式の適用にあたっては、業務の特性や難易度に応じて「標準型」、「簡易型Ⅰ」または「簡易型Ⅱ」を選択するものとする。ただし、特に技術提案による効果等が見込まれるプロポーザル方式の適用については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（東北地方整備局）」の発注方式事例を参考に、業務内容に応じて個別に検討するものとする。

（１）標準型

業務の難易度が高く、評価テーマに関する技術提案を求めることによって品質向上が期待できる場合、企業の技術力、技術者の技術力、実施方針、技術提案を評価する。

例：河道計画、道路設計、重要構造物設計などの概略及び予備設計、山岳トンネル設計等

（２）簡易型Ⅰ

評価テーマに関する技術提案を求めず、企業の技術力、技術者の技術力、実施方針を評価する。

〇土木関係建設コンサルタント業務の場合

業務の難易度が比較的高く、県外企業（県外に本店がある企業）を含む企業が対象として想定される土木関係建設コンサルタント業務は、簡易型Ⅰを適用するものとする。

例：河道計画、道路設計、重要構造物設計などの詳細設計

〇建築関係建設コンサルタント業務の場合

業務の難易度が比較的高い建築関係建設コンサルタント業務は、簡易型Ⅰを適用するものとする。

（３）簡易型Ⅱ

土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱは「基本型」及び「成長支援型」とする。成長支援型は、過去の総合評価落札方式（全ての型式）による建設関連業務（土木設計）の契約件数が少ない企業を対象に、契約実績に応じて実績補正を評価するとともに、実績に関する４項目を評価対象外とする。

〇土木関係建設コンサルタント業務の場合

評価テーマに関する技術提案および実施方針を求めず、企業の技術力と技術者の技術力を評価する。

県内企業（県内に本店がある企業）を対象として想定される土木関係建設コンサルタント業務は、簡易型Ⅱ（基本型又は成長支援型）を適用するものとする。

例：堤防・護岸設計、道路設計（一般）、構造物設計（一般）などの詳細及び修正設計

〇建築関係建設コンサルタント業務の場合

評価テーマに関する技術提案を求めず、企業の技術力と技術者の技術力、実施方針を評価する。

業務の難易度が標準的な建築関係建設コンサルタント業務は、簡易型Ⅱを適用するものとする。

２－３　総合評価の概略手順

本方式における入札は、おおむね次のようにして行なわれる。

①　業務の特性や難易度等に応じて、「標準型」、「簡易型Ⅰ」または「簡易型Ⅱ」を選定。

②　選定された型式に基づき、評価項目及び評価基準を設定。

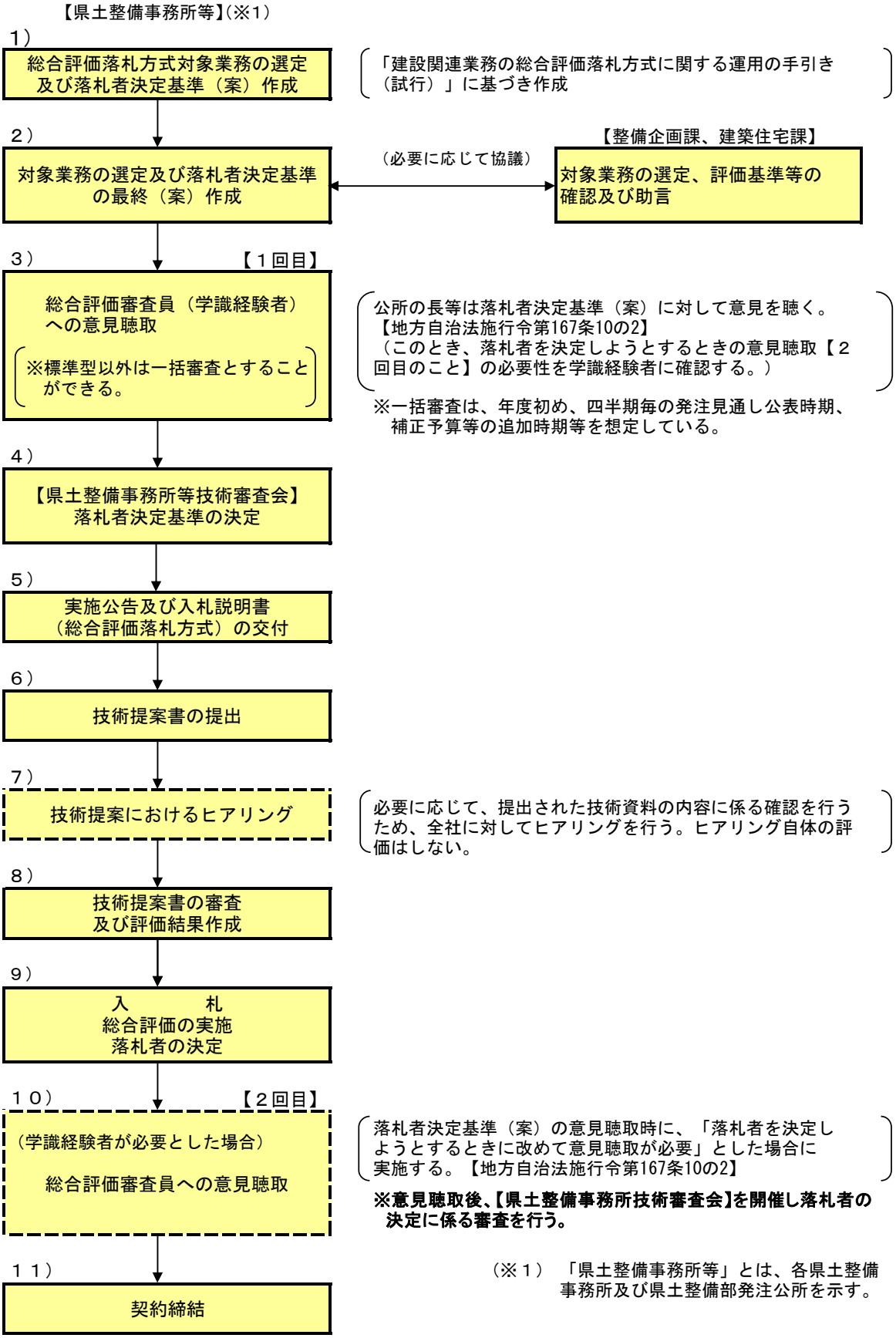
③　実施公告及び入札説明書を交付。

④　入札参加者から提出された技術提案を審査、評価（必要に応じて、技術資料の内容に係る確認を行うため、ヒアリングを実施。ヒアリング自体は評価しない。）

⑤　入札参加者による「価格」の入札。

⑥　入札価格から算定した「価格評価点」と、技術提案に対する「技術評価点」との総合評価により、「総合評価点」が最も高い者を落札者に決定。

２－４　手続きの流れ（基本的な事務フロー）



（※１）　「県土整備事務所等」とは、各県土整備事務所及び県土整備部発注公所を示す。

３　総合評価落札方式（標準型、簡易型）における評価

３－１　総合評価の方式

総合評価の方式は加算方式とし、入札価格に基づいて算定した「価格評価点」に、入札参加者から提出された技術提案を基に算定した「技術評価点」を加えて「総合評価点」を求め、「総合評価点」が最も大きい入札者を落札者に決定する。

なお、法令上、総合評価落札方式には最低制限価格を適用できないため、低入札価格調査制度及び数値的判断基準を適用する。

３－２　総合評価点の算定式

（１）総合評価点

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

（２）価格評価点

価格評価点（標準型）３０点

・入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝３０×（１－入札価格／予定価格）

・入札価格＜調査基準価格の場合

価格評価点＝３０×｛（１－調査基準価格／予定価格）
＋０．５×（調査基準価格－入札価格）／予定価格｝

価格評価点（簡易型Ⅰ）４０点

・入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝４０×（１－入札価格／予定価格）

・入札価格＜調査基準価格の場合

価格評価点＝４０×｛（１－調査基準価格／予定価格）
＋０．５×（調査基準価格－入札価格）／予定価格｝

価格評価点（簡易型Ⅱ）６０点

・入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝６０×（１－入札価格／予定価格）

・入札価格＜調査基準価格の場合

価格評価点＝６０×｛（１－調査基準価格／予定価格）
＋０．５×（調査基準価格－入札価格）／予定価格｝

※過度の積算競争の防止を図る対応として、価格評価点を算定する際には入札価格の一万円未満を切上げとして算定する（入札価格は変わらず、算定上の扱いである。なお、算定式の採用は切り上げ後の入札価格を基準とする）。

※評価点は有効桁数を設けない。（開札一覧表では便宜上、小数点３位

で表示することが多い。）

（３）技術評価点

業務の技術評価点＝６０点×技術評価得点／技術評価満点

標準型　　６０点

簡易型Ⅰ　６０点

簡易型Ⅱ　６０点

３－３　落札者の決定

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、最も評価値が大きい入札者から決定される。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。 ②　技術提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、技術提案の内容が発注者の提示する条件や要求要件を満たしていることを規定するものである。

評価項目及び評価基準

４　技術評価項目及び評価基準

４－１　技術評価項目及び配点　【土木関係建設コンサルタント業務】

評価項目		評価項目の概要	配点				備考
			標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ（基本型）	簡易型Ⅱ（成長支援型）	
企業評価	同種業務の実績	平成２８年度以降における同種業務の東北地方における実績（件数）	2.0	2.0	2.0	―	標準型においては東北に限定しない
	業務成績評定点	令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定の平均点	3.0	3.0	3.0	3.0	
	マネジメントシステムの取組状況	ISO認証の取得状況（ISO9001,ISO14001）	1.0	1.0	1.0	1.0	
	本店の所在地	同一管内における本店の所在地	―	~~―~~ 2.0	~~1.0~~ 2.0	2.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内での業務実績	1.0	1.0	1.0	1.0	
	企業の優良建設関連業務表彰	国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	1.0	―	
	若手及び女性技術者の育成	若手技術者及び女性技術者の管理技術者（担当技術者）への配置	1.5	1.5	1.5	1.5	
	災害協定と災害活動実績	県との災害協定の締結及び災害活動の実績	2.0	2.0	2.0	2.0	
	社会貢献活動	地域内での社会貢献活動の実績	―	1.0	1.0	1.0	
	小　計		11.5	14.5	14.5	11.5	
技術者評価	技術者の保有資格	管理技術者の保有する技術者資格	2.0	2.0	2.0	2.0	
	技術者の同種業務の実績	令和３年度以降の管理（担当）技術者としての同種業務の東北地方における実績（件数）	2.0	2.0	2.0	―	標準型においては東北に限定しない
	技術者の業務成績評定点	令和４年から令和７年までの管理（担当）技術者としての県発注業務の成績評定の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰	管理技術者としての国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	1.0	―	
	技術者の手持ち業務量	管理技術者及び担当技術者として従事している手持ち業務件数	2.0	2.0	2.0	2.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数	1.0	1.0	1.0	1.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内での管理（担当）技術者としての同種業務の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	
	小　計		10.0	10.0	10.0	7.0	
実施方針	業務理解度	業務の目的、内容、制約条件等	10.0	4.0	―	―	
	実施手順	実施工程、課題等の対応方針、品質管理体制	10.0	―	―	―	
	小　計		20.0	4.0	―		
技術提案	特定テーマ（的確性、実現性）	総合的なコスト、業務成果品の品質、社会的要請等	30.0	―	―	―	
	小　計		30.0	―	―		
実績補正	令和５年１月１日から令和７年１２月３１日までの青森県発注の総合評価落札方式（全ての型式）による建設関連業務（土木設計）の契約件数		―	―	―	5.0	
合　計			71.5	~~26.5~~ 28.5	~~23.5~~ 24.5	23.5	

※評価項目・評価基準の詳細は、P~~23~~11～P~~47~~19に示すとおりである。

４　技術評価項目及び評価基準

４－１　技術評価項目及び配点　【建築関係建設コンサルタント業務】

評価項目		評価項目の概要	配点			備考
			標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ	
企業評価	同種業務の実績	平成２３年度以降における同種業務の東北地方における実績（件数）	2.0	2.0	2.0	標準型においては東北に限定しない
	業務成績評定点	令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定の平均点	3.0	3.0	3.0	
	マネジメントシステムの取組状況	ISO認証の取得状況（ISO9001,ISO14001）	1.0	1.0	1.0	
	本店の所在地	同一管内における本店の所在地	―	―	1.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内での業務実績	1.0	1.0	1.0	
	企業の優良建設関連業務表彰	国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	1.0	
	若手及び女性技術者の育成	若手技術者及び女性技術者の管理技術者（担当技術者）への配置	1.5	1.5	1.5	
	社会貢献活動	地域内での社会貢献活動の実績	―	1.0	1.0	
	小　計		9.5	10.5	11.5	
技術者評価	技術者の保有資格	管理技術者の保有する技術者資格	2.0	2.0	2.0	
	技術者の同種業務の実績	平成２８年度以降の管理（担当）技術者としての同種業務の東北地方における実績（件数）	2.0	2.0	2.0	標準型においては東北に限定しない
	技術者の業務成績評定点	令和４年から令和７年までの管理（担当）技術者としての県発注業務の成績評定の実績	1.0	1.0	1.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰	管理技術者としての国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	1.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数	1.0	1.0	1.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内での管理（担当）技術者としての同種業務の実績	1.0	1.0	1.0	
	小　計		8.0	8.0	8.0	
実施方針	業務理解度	業務の目的、内容、制約条件等	10.0	10.0	4.0	
	実施手順	実施工程、課題等の対応方針、品質管理体制	10.0	10.0	4.0	
	小　計		20.0	20.0	8.0	
技術提案	特定テーマ（的確性、実現性）	総合的なコスト、業務成果品の品質、社会的要請等	30.0	―	―	
	小　計		30.0	―	―	
合　計			67.5	38.5	27.5	

※評価項目・評価基準の詳細は、P2311～P4719に示すとおりである。

「標準型（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／２（令和８年度）

＜　技術力評価　＞

変更無し

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が５件以上	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	８２点以上	3.0	／　3.0
		８１点以上８２点未満	2.5	
		８０点以上８１点未満	2.0	
		７９点以上８０点未満	1.5	
		７８点以上７９点未満	1.0	
		７７点以上７８点未満	0.5	
		７７点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0	／　2.0
		県と災害協定を締結している	1.0	
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格	技術士（※２）	2.0	／　2.0
		ＲＣＣＭ（※２）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が３件以上	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	８１点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７９点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務量（件数）（※３）	０件	2.0	／　2.0
		１件	1.5	
		２件	1.0	
		３件	0.5	
		４件以上	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			小計	／　21.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。
※２　評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。
※３　技術者の手持ち業務量については、建築設計業務は評価対象外とする。

「標準型（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　２／２（令和８年度）

変更無し

＜　実施方針　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件等）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
	実施手順 （実施工程 課題等の対応方針 品質管理体制）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
			小計	／ 20.0

＜　技術提案　＞

	評価項目	評価基準	配点	
技術提案	特定テーマに対する 的確性・実現性	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	30.0	／ 30.0
		記載内容が適切である	15.0	
		記載内容が標準的である	0.0	
			小計	／ 30.0

※「総合的なコスト」「業務成果品の品質」「社会的要請」等から２～３テーマを選んで設定し、
　的確性・実現性を評価する。

総計	／ 71.5

業　務

「簡易型Ⅰ（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／２（令和８年度）

令和9年1月1日以降に公告する業務から適用

＜　技術力評価　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	８２点以上	3.0	／　3.0
		８１点以上８２点未満	2.5	
		８０点以上８１点未満	2.0	
		７９点以上８０点未満	1.5	
		７８点以上７９点未満	1.0	
		７７点以上７８点未満	0.5	
		７７点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0	／　2.0
		県と災害協定を締結している	1.0	
		上記以外	0.0	
	社会貢献活動実績の有無	地域内（※１）での社会貢献活動の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	本店の所在地	同一管内に本店がある	2.0	／　2.0
		青森県内に本店がある	1.0	
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格	技術士（※２）	2.0	／　2.0
		ＲＣＣＭ（※２）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	８１点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７９点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務量（件数）	０件	2.0	／　2.0
		１件	1.5	
		２件	1.0	
		３件	0.5	
		４件以上	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			小計	／　22.5 24.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。
※２　評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。

業　務

「簡易型Ｉ（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　２／２（令和８年度）

令和9年1月1日以降に公告する業務から適用

＜　実施方針　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件）	審査者３名の採点合計　８点以上	4.0	／　4.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	3.0	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	2.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	1.0	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
			小計	／　4.0

総計	／　28.5

業　務

「簡易型Ⅱ（基本型）（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／１（令和８年度）
令和9年1月1日以降に公告する業務から適用

＜　技術力評価　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	８２点以上	3.0	／　3.0
		８１点以上８２点未満	2.5	
		８０点以上８１点未満	2.0	
		７９点以上８０点未満	1.5	
		７８点以上７９点未満	1.0	
		７７点以上７８点未満	0.5	
		７７点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	本店の所在地	同一管内に本店がある　1.0	2.0	／　2.0
		青森県内に本店がある　0.5	1.0	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0	／　2.0
		県と災害協定を締結している	1.0	
		上記以外	0.0	
	社会貢献活動実績の有無	地域内（※１）での社会貢献活動の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格（※２）	技術士（※３）	2.0	／　2.0
		ＲＣＣＭ（※４）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	８１点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７９点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務量（件数）	０件	2.0	／　2.0
		１件	1.5	
		２件	1.0	
		３件	0.5	
		４件以上	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			総計	／　23.5 24.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。
※２　評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。
※３　橋梁定期点検業務については、技術士のほか「ＲＣＣＭかつ橋梁ＡＭ点検士（道路部門）」も評価対象とする。
※４　橋梁定期点検業務については、ＲＣＣＭのほか橋梁ＡＭ点検士（道路部門）も評価対象とする。

業　務

「簡易型Ⅱ（成長支援型）（土木関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／１（令和８年度）
令和9年1月1日以降に公告する業務から適用

＜　技術力評価　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	８２点以上	3.0	／　3.0
		８１点以上８２点未満	2.5	
		８０点以上８１点未満	2.0	
		７９点以上８０点未満	1.5	
		７８点以上７９点未満	1.0	
		７７点以上７８点未満	0.5	
		７７点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	本店の所在地	同一管内に本店がある	2.0	／　2.0
		青森県内に本店がある	1.0	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0	／　2.0
		県と災害協定を締結している	1.0	
		上記以外	0.0	
	社会貢献活動実績の有無	地域内（※１）での社会貢献活動の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格（※２）	技術士（※３）	2.0	／　2.0
		ＲＣＣＭ（※４）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	８１点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７９点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務量（件数）	０件	2.0	／　2.0
		１件	1.5	
		２件	1.0	
		３件	0.5	
		４件以上	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
実績補正	令和５年１月１日から令和７年１２月３１日までの青森県発注の総合評価落札方式(全ての型式)による建設関連業務(土木設計)の契約件数（※５）	０件	5.0	／　5.0
		１件	4.0	
		２件	3.0	
		３件	2.0	
			1.0	
		５件以上	0.0	
			総計	／　23.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。
※２　評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。
※３　橋梁定期点検業務については、技術士のほか「ＲＣＣＭかつ橋梁ＡＭ点検士(道路部門)」も評価対象とする。
※４　橋梁定期点検業務については、ＲＣＣＭのほか橋梁ＡＭ点検士(道路部門)も評価対象とする。
※５　設計共同企業体（ＪＶ）による契約は、すべての構成員にそれぞれ契約件数１件を算入する。

「標準型（建築関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／２（令和８年度）

＜　技術力評価　＞

変更無し

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が５件以上	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	７９点以上	3.0	／　3.0
		７８点以上７９点未満	2.5	
		７７点以上７８点未満	2.0	
		７６点以上７７点未満	1.5	
		７５点以上７６点未満	1.0	
		７４点以上７５点未満	0.5	
		７４点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士	2.0	／　2.0
		一級建築士又は建築設備士	1.0	
		上記以外	0.0	
	平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が３件以上	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	７８点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７６点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			小計	／　17.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

「標準型（建築関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　２／２（令和８年度）

変更無し

＜　実施方針　＞

	評価項目	評価基準	配点	
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件等）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
	実施手順 （実施工程 課題等の対応方針 品質管理体制）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
			小計	／ 20.0

＜　技術提案　＞

	評価項目	評価基準	配点	
技術提案	特定テーマに対する 的確性・実現性	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	30.0	
		記載内容が適切である	15.0	／ 30.0
		記載内容が標準的である	0.0	
			小計	／ 30.0

※「総合的なコスト」「業務成果品の品質」「社会的要請」等から２～３テーマを選んで設定し、
　的確性・実現性を評価する。

総計	／ 67.5

「簡易型Ｉ（建築関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／２（令和８年度）

変更無し

＜　技術力評価　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	７９点以上	3.0	／　3.0
		７８点以上７９点未満	2.5	
		７７点以上７８点未満	2.0	
		７６点以上７７点未満	1.5	
		７５点以上７６点未満	1.0	
		７４点以上７５点未満	0.5	
		７４点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	社会貢献活動実績の有無	地域内（※１）での社会貢献活動の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士	2.0	／　2.0
		一級建築士又は建築設備士	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	７８点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７６点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			小計	／　18.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

変更無し

＜　実施方針　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件等）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
	実施手順 （実施工程 課題等の対応方針 品質管理体制）	審査者３名の採点合計　８点以上	10.0	／ 10.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	7.5	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	5.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	2.5	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
			小計	／ 20.0

総計	／ 38.5

「簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　１／２（令和８年度）

変更無し

＜　技術力評価　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	平成２３年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の令和４年から令和７年までの成績評定の平均点	７９点以上	3.0	／　3.0
		７８点以上７９点未満	2.5	
		７７点以上７８点未満	2.0	
		７６点以上７７点未満	1.5	
		７５点以上７６点未満	1.0	
		７４点以上７５点未満	0.5	
		７４点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	／　1.0
		上記認証のうちいずれか１つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	本店の所在地	同一管内に本店がある	1.0	／　1.0
		青森県内に本店がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での業務実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5	／　1.5
		管理技術者への配置	1.0	
		担当技術者への配置	0.5	
		上記以外	0.0	
	社会貢献活動実績の有無	地域内（※１）での社会貢献活動の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
技術者評価	技術者の保有資格	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士	2.0	／　2.0
		一級建築士又は建築設備士	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の平成２８年度以降における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が２件	2.0	／　2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が１件	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の令和４年から令和７年までの県発注業務の成績評定	７８点以上の業務成績の実績がある	1.0	／　1.0
		７６点以上の業務成績の実績がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の地域精通度	令和３年度以降の地域内（※１）での同種業務の実績有り	1.0	／　1.0
		上記以外	0.0	
			小計	／　19.5

※１　地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

「簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）」の評価項目及び評価基準　２／２（令和８年度）

変更無し

＜　実施方針　＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件等）	審査者３名の採点合計　８点以上	4.0	／　4.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	3.0	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	2.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	1.0	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
	実施手順 （実施工程 課題等の対応方針 品質管理体制）	審査者３名の採点合計　８点以上	4.0	／　4.0
		審査者３名の採点合計　６点又は７点	3.0	
		審査者３名の採点合計　４点又は５点	2.0	
		審査者３名の採点合計　２点又は３点	1.0	
		審査者３名の採点合計　１点以下 （記載内容が標準的である）	0.0	
			小計	／　8.0

総計	／　27.5

４－２　技術評価項目に関する評価基準

４－２－１　企業評価

４－２－１－１　同種業務の実績

評価項目	評　価　基　準	配　点
平成２８年度（２３年度）以降における同種業務の実績 ※（　）建築設計業務	【標準型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が5件以上 【簡易型Ⅰ】【簡易型Ⅱ】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が2件	2.0 点
	【標準型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上 【簡易型Ⅰ】【簡易型Ⅱ】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が1件	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）評価対象となる同種業務は、入札説明書に記載されている条件（業種、規模等）とする。

２）その他の公共工事発注機関とは、地方公共団体のほか、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に規定する特殊法人等をいう。~~第２条第１項に定める以下の法人をいう。~~
なお、評価対象期間中に対象となっていた法人及びこれらの法人の組織改編前の法人を含む。
　また、国立大学法人、日本下水道事業団、水道企業団、地域広域市町村圏事務組合、地方道路公社等についても、その他の公共工事発注機関に含む。

~~（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条第１項で定める法人）~~

（参考　その他の公共工事発注機関に該当する法人）

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構~~及び~~、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

３）評価対象となる実績は、標準型を除き東北地方を対象業務とし、平成２８年度（または平成２３年度）以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に完成（完了登録）したものとする。

４）共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。
５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
６）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ（成長支援型）においては、本項目を評価対象外とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）同種の条件

入札説明書に記載されている同種業務の条件を記載する。

（記載例）河川改修詳細設計で、かつ、契約金額５百万円以上のもの。
橋梁詳細設計（ＰＣ上部工）で、かつ、契約金額１千万円以上のもの。
※ 規模・工法等の設定がある場合は、その旨記載すること。

２）業務実績

入札説明書に記載されている条件を満たした同種業務を標準型においては最大５件まで簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱにおいては、最大２件まで記載する。また、求める規模・工法等の設定がある場合は、その規模等を記載する。

業務実績は、国、青森県、その他の公共工事発注機関の順で記載する。

・業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
・登録番号：業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号を記載する。
・発注機関名：具体的に記載する。（〇〇県土整備事務所等）
・業務場所：具体的に記載する。（〇〇県〇〇市・郡〇〇大字〇〇地内）
・契約金額：最終契約金額を記載する。
・業務期間：業務期間を記載する。
・業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

１）業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）の業務カルテ、又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテの写しを添付する。
２）但し、１）だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

４－２－１－２　業務成績評定の平均点

評価項目	評　価　基　準	配　点
県発注業務の令和４年から令和7年までの成績評定の平均点 ※(　)建築設計業務	82点以上　（79点以上）	3.0 点
	81点以上82点未満　（78点以上79点未満）	2.5 点
	80点以上81点未満　（77点以上78点未満）	2.0 点
	79点以上80点未満　（76点以上77点未満）	1.5 点
	78点以上79点未満　（75点以上76点未満）	1.0 点
	77点以上78点未満　（74点以上75点未満）	0.5 点
	77点未満　（74点未満）	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）県発注業務とは、青森県の行政機関が発注した業務であり、県警、教育委員会についても対象とする（公社、職員共済組合等は対象外）。

２）対象となる業務は、令和４年１月１日から令和７年１２月３１日までに完成（完成届に記載された完成年月日）した県発注業務とする。なお、業務成績の付されていないものは対象外とする。

３）業務成績評定の平均点は「成績評定考査基準」の業務種類毎に算定し、同区分（設計業務、土質調査業務等）の業務に対して評価する。

４）共同企業体受注業務の業務成績は、出資比率に関わらず各構成員の業務成績として対象とする。

５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の成績評定を評価する。

６）業務成績評定の平均点の算定においては、前年度（令和７年度のみ令和７年７月１日から令和８年３月３１日まで）の低入札価格調査制度による調査対象業務となった件数に応じて、１件につき０．５点減点調整することとし、算定式は以下のとおり。

成績評定の平均点＝（令和４年１月１日から令和７年１２月３１日までに完成した県発注業務の成績評定の平均点）－（令和７年７月１日から令和８年３月３１日までに契約した県発注業務（業務種別は問わない）の低入札価格調査制度による調査対象業務の件数）×０．５点

共同企業体による受注業務が低入札価格調査制度の調査対象となった場合は、代表者を含む構成員全社について、出資比率に関わらず、１件につきそれぞれ０．５点減点調整する。

なお、次回改定（令和９年７月）においては、以下の算定式とする予定である。

成績評定の平均点＝（令和５年１月１日から令和８年１２月３１日までに完成した県発注業務の成績評定の平均点）－（令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までに契約した県発注業務（業務種別は問わない）の低入札価格調査制度による調査対象業務の件数）×０．５点

【技術提案書記入の留意点】　技術提案書への記載不要。

【添付資料】　不要。

４－２－１－３　マネジメントシステムの取組状況

評価項目	評 価 基 準	配 点
品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0 点
	上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

1）基準日は入札に参加しようとする業務の公告日とし、当該公告日時点において品質・環境マネジメントシステムの認証を取得しているものを評価する。

2）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の取組状況を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式1）

1）ISO9001、ISO14001 の認証を取得している場合は、有効期限及び登録証番号を記載する。

【添付資料】

1）認証の写し。

４－２－１－４　本店の所在地

評価項目	評　価　基　準	配　点
本店の所在地 ※（　）は建築関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ	同一管内に本店がある	~~1.0点~~2.0点(1.0点)
	青森県内に本店がある	~~0.5点~~1.0点(0.5点)
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

１）企業の機動性を本店の地理的条件により評価する。

２）基準日は入札に参加しようとする業務の公告日とし、当該公告日時点において本店の所在地が同一県土整備事務所管内又は県内に存しているものを評価する。

３）標準型、簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）については、評価対象外とする。

４）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱ（基本型、成長支援型）並びに建築関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱにおいて評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式1）

１）青森県内に本店がある場合は、青森県有資格建設関連業者名簿に記載された所在地を記載する。

【添付資料】　不要。

４－２－１－５　企業の地域精通度

評価項目	評 価 基 準	配 点
企業の地域精通度	令和3年度以降の地域内での業務実績有り	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

1）対象となる実績は、令和３年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日までの間に完成（完了登録）した契約金額３百万円以上の建設関連業務（業務種別は問わない）を対象とする。

2）国又は青森県その他の公共工事発注機関（４－２－１－１同種業務の実績参照）が発注した業務を対象とし、地域内における実績を評価する。

3）評価対象となる「地域内」とは、入札説明書で示された地域【例えば、県内、○○県土整備事務所管内、○○郡内、○○市（町村）内　等】とする。

4）共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。

5）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に該当があれば評価の対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式1）

1）地域内での業務実績がある場合は、その業務番号、業務名、業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号、発注機関名、業務場所、契約金額、業務期間、業務内容を記載する。

【添付資料】

1）業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）の業務カルテ、又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテの写しを添付する。

2）但し、１）だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

４－２－１－６　企業の優良建設関連業務表彰の有無

評価項目	評 価 基 準	配 点
優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）評価対象となる表彰は、令和５年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。）

・青森県優良建設関連業務部長表彰
・青森県優良建設関連業務課長等表彰
・東北地方整備局優良業務局長表彰
・東北地方整備局優良業務事務所長表彰
・東北農政局優良業務局長表彰
・東北農政局優良業務事務所長表彰
・インフラＤＸ大賞
・みちのくインフラＤＸ奨励賞
・インフラメンテナンス大賞
・公共建築賞

２）業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。

３）国からの表彰は、業務箇所が青森県内を含むものに限り、評価の対象とする。

４）共同企業体として受注した業務の表彰は、出資比率に関わらず各構成員の表彰として対象とする。

５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に該当があれば評価の対象とする。

６）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ（成長支援型）においては、本項目を評価対象外とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）表彰の有無、表彰名、業務名、表彰年月日、業務種別を記載する。

【添付資料】

１）国からの表彰については、表彰状の写し。

４－２－１－７　若手及び女性技術者の育成

評価項目	評 価 基 準	配 点
若手技術者及び女性技術者の配置の有無	管理技術者かつ担当技術者への配置	1.5 点
	管理技術者への配置	1.0 点
	担当技術者への配置	0.5 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）「若手」とは、入札に参加しようとする業務の公告日において、満４０歳をむかえていない者とする。
　女性技術者の場合は、年齢を問わない。

２）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の取組を評価する。

３）「管理技術者かつ担当技術者への配置」は、若手又は女性の技術者を管理技術者及び担当技術者にそれぞれ別の者として配置した場合に評価する。同一の技術者が管理技術者と担当技術者を兼務する場合は、管理技術者として評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）配置予定技術者の氏名、性別、年齢及び生年月日、従事役職を記載する。
　技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができるが、若手・女性技術者の要件に該当しない候補者がいる場合、審査については、当該評価しない。
　また、業務の履行にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

【添付資料】

１）運転免許証やマイナンバーカードの写し（証明に不要な個人情報にマスキングが施されたもの）等、当該技術者の年齢（生年月日）又は性別が確認できる資料。

４－２－１－８　災害協定締結及び災害活動の実績の有無

評価項目	評 価 基 準	配 点
災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており､かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0 点
	県と災害協定を締結している	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）入札に参加しようとする当該業務の公告日時点において、防災危機管理課ホームページの災害時応援協定等一覧に掲載されている、青森県と協会等との間で災害協定を締結しているものを評価対象とする。

２）建築関係建設コンサルタント業務については、評価対象外とする。

３）災害活動実績については、令和６年度以降かつ入札に参加しようとする~~工事~~業務の公告日以前における、県との災害協定に基づく県有施設を対象とした災害活動の実績のみを評価対象とする。

４）災害協定及び活動の実績には、家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定、及び当該協定に基づく防疫業務も対象とする。

５）防疫業務については当該協定第３条（業務の内容）に記載の全ての業務を対象とする。

６）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に該当があれば評価の対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）県との災害協定締結の有無を記載する。

２）県との災害協定に基づく災害活動の実績の有無を記載する。

【添付資料】

１）県との災害協定及び協力会社であることが分かる資料の写し。

２）活動実績について、災害協定に基づく活動であることが確認できる資料（「災害協定の写し等」＋「災害協定に基づく要請があったこと、受諾したこと又は活動を行ったことが確認できる資料」等）の写しを添付。

４－２－１－９　社会貢献活動実績の有無

評価項目	評 価 基 準	配 点
社会貢献活動実績の有無	地域内での社会貢献活動の実績あり	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）令和６年度以降かつ入札に参加しようとする業務の公告日以前における、以下の社会貢献活動を対象とする。

ア　「企業による農業・農村支援活動」（農林水産部構造政策課）
イ　「青森県森林づくり協定による森林整備活動」（農林水産部林政課）
ウ　「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」（県土整備部河川砂防課）
エ　「道路愛護功労者表彰制度」（県土整備部道路課）
オ　道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等

２）評価対象となる「地域内」とは、入札説明書で示された地域【例えば、県内、〇〇県土整備事務所管内、〇〇郡内、〇〇市（町村）内　等】とする。

３）標準型においては、評価対象外とする。

４）評価要件は、以下のとおりとする。

ア　「企業による農業・農村支援活動」
　　年間１回以上かつ５名以上／回の実績
イ　「青森県森林づくり協定による森林整備活動」
　　年間１回以上かつ５名以上／回の実績
ウ　「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」
　　「青森県ふるさとの水辺サポーター実施報告書（公所の収受印付き）」の写しや証明書の写しなど活動が確認できるもの。
エ　「道路愛護功労者表彰」
　　過去５年以内に表彰を受け、かつ表彰後も毎年継続して活動した実績。
オ　地域内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等年間２回以上・５名以上／回、かつ２年以上継続的に実施した実績。各年度の延べ作業時間が４０時間以上であること。

（注意事項）
［注１］ア～エの各制度の詳細については、所管する１）の担当課へ問い合わせること。
［注２］オについての作業内容は、その都度変えてもよい。
［注３］受注業務及び受注工事として実施したものは対象外とする。

（オ　計算例）

年間３回実施し、人数と時間は次の通りであった（年間２回以上、５名以上／回が必須条件）。

１回目	５名	４時間	延べ作業時間 ＝ ４×５	＝２０時間（泥上げ）
２回目	８名	１時間	延べ作業時間 ＝ １×８	＝　８時間（海岸清掃）
３回目	１５名	１時間	延べ作業時間 ＝ １×１５	＝１５時間（道路清掃）
Σ（年間の延べ作業時間）				４３時間

５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に該当があれば評価の対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）該当する場合は、社会貢献活動の名称、実施年月日を記載する。

【添付資料】

１）（資料１－１）社会貢献活動実績報告書

２）証明資料　主催者又は施設管理者等の証明書、活動状況写真（必須）、感謝状、表彰状、新聞記事、地域情報紙等（資料があれば添付）

４－２－２　技術者評価

技術者評価については、配置予定の管理技術者を評価する。~~ただし、担当技術者を配置する場合は、主たる担当技術者を記載することができる。この場合、管理技術者及び主たる担当技術者をそれぞれ評価し、その平均得点により評価する。~~

また、技術資料提出時に配置予定管理技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。この場合、審査については、候補者のうち資格等の評価が最も低い者を対象とする。

なお、複数の配置予定管理技術者を候補者として記載する場合は、様式２を~~技術者~~候補者ごとに作成すること。

※１「管理技術者」とは、「建設関連業務委託契約書」第１０条及び「建築設計業務委託契約書」第１６条の規定による。

~~※２「主たる担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。~~

４－２－２－１　技術者の保有する資格

評価項目	評　価　基　準	配　点
技術者の保有資格 （上段：土木設計業務 下段：建築設計業務）	技術士（総合技術監理部門（該当選択科目））又は技術士（該当技術部門） 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士	2.0 点
	RCCM（該当技術部門） 一級建築士又は建築設備士	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）管理技術者~~及び（主たる担当技術者を記載する場合は）主たる担当技術者の~~保有する資格を評価する。

評価の対象となる資格は、実施公告に示される資格要件とする。

２）橋梁定期点検業務については、「技術士」のほか「ＲＣＣＭかつ橋梁ＡＭ点検士（道路部門）」も評価対象とする。

例：橋梁定期点検業務の場合

評価項目	評　価　基　準	配　点
技術者の保有資格	「技術士（総合技術監理部門（該当選択科目））」又は「技術士（該当技術部門）」又は「ＲＣＣＭ（該当技術部門）かつ橋梁ＡＭ点検士（道路部門）」	2.0 点
	「ＲＣＣＭ（該当技術部門）」又は「橋梁ＡＭ点検士（道路部門）」	1.0 点
	上記以外	0.0 点

（橋梁ＡＭ点検士（道路部門）は国土交通省登録技術者資格であり、（公財）青森県建設技術センターが実施している「橋梁点検技術研修」もしくは「橋梁点検技術更新研修会」の修了者を含む。）

３）その他の保有資格を評価対象とする場合は、県庁主管課との協議の上設定すること。

４）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の取組を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

１）配置予定技術者の役職・氏名、保有する資格を記載する。

【添付資料】

１）配置予定技術者に係る資格者証（技術士登録証、ＲＣＣＭ登録証、建築士登録証）等の写し。

２）橋梁定期点検業務については、橋梁ＡＭ点検士（道路部門）登録証（橋梁点検技術研修会修了証又は橋梁点検技術更新研修会修了証を含む）の写し。

３）雇用関係を確認するための、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知（証明に不要な個人情報にマスキングが施されたもの）の写し等。

４－２－２－２　技術者の同種業務の実績

評価項目	評　価　基　準	配　点
技術者の令和３年度（平成28年度）以降における同種業務の実績 ※（　）建築設計業務	【標準型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上 【簡易Ⅰ型】【簡易Ⅱ型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が2件	2.0点
	【標準型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上 【簡易Ⅰ型】【簡易Ⅱ型】国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の東北地方における実績が1件	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

１）評価対象となる同種業務は、入札説明書に記載されている条件（業種、規模等）とする。
２）国又は青森県その他の公共工事発注機関（「４－２－１－１同種業務の実績」参照）が発注した業務を対象とする。
３）評価対象となる実績は、令和３年度（または平成２８年度）以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に完成（完了登録）したものとする。
４）業務実績は、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。
５）共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。
６）業務着手時から完成までを通して携わった業務を実績の対象とし、業務途中での技術者の交代等により一貫して携わっていない業務は対象外とする。
７）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
８）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ（成長支援型）においては、本項目を評価対象外とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

１）同種の条件
　入札説明書に記載されている同種業務の条件を記載する。
　（記載例）河川改修詳細設計で、かつ、契約金額５百万円以上のもの。
　　橋梁詳細設計（ＰＣ上部工）で、かつ、契約金額１千万円以上のもの。
　　※ 規模・工法等の設定がある場合は、その旨記載すること。
２）業務実績
　入札説明書に記載されている条件を満たした同種業務を最大３件まで記載する。また、求める規模・工法等の設定がある場合は、その規模等を記載する。
　業務実績は、国、青森県、その他の公共工事発注機関の順で記載する。

・業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
・登録番号：業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号を記載する。
・発注機関名：具体的に記載する。（〇〇県土整備事務所等）
・業務場所：具体的に記載する。（〇〇県〇〇市・郡〇〇大字〇〇地内）
・契約金額：最終契約金額を記載する。

・業務期間：業務期間を記載する。
・所属会社名：実績として記載した業務について、会社名を記載する。
・従事役職：実績として記載した業務について、配置予定技術者が従事した役職を記載する。
・業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

1）業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）の業務カルテ、又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテの写しを添付する。

2）但し、１）だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

４－２－２－３　技術者の業務成績評定点

評価項目	評 価 基 準	配 点
令和4年から令和7年までの県発注業務の業務成績 ※(　)建築設計業務	81点以上 (78点以上)の業務成績の実績がある	1.0 点
	79点以上(76点以上)の業務成績の実績がある	0.5 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

1）県発注業務とは、青森県の行政機関が発注した業務であり、県警、教育委員会についても対象とする（公社、職員共済組合等は対象外）。

2）対象となる業務は、令和４年１月１日から令和７年１２月３１日までに完成（完成届に記載された完成年月日）した県発注業務とする。なお、業務成績評定点の付されていないものは対象外とする。

3）対象となる業務は、入札に参加しようとする業務と同区分（設計業務、土質調査業務等）の業務とし、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。

4）業務成績の実績とは「業務評定点」のことであり、管理（担当）技術者等の「技術者評定点」のことではない。

5）共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。

6）業務着手時から完成までを通して携わった業務を実績の対象とし、業務途中での技術者の交代等により一貫して携わっていない業務は対象外とする。

7）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

1）過去４年以内に７９点以上（建築設計業務の場合は７６点以上）の業務成績の実績がある場合は、次の項目について記載する。

- 業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
- 登録番号：業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号を記載する
- 発注機関名：具体的に記載する。（〇〇県土整備事務所等）
- 業務場所：具体的に記載する。（〇〇県〇〇市・郡〇〇大字〇〇地内）
- 契約金額：最終契約金額を記載する。
- 業務期間：業務期間を記載する。
- 所属会社名：実績として記載した業務について、会社名を記載する。
- 従事役職：実績として記載した業務について、配置予定技術者が従事した役職を記載する。
- 業務成績評定点：業務成績評定点を記載する。
- 業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

1）業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテの写し

2）委託業務成績評定通知書の写し

４－２－２－４　技術者の優良建設関連業務表彰の有無

評価項目	評 価 基 準	配 点
優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）評価対象となる表彰は、令和５年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。）
　但し、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。
- 青森県優良建設関連業務部長表彰
- 青森県優良建設関連業務課長等表彰
- 東北地方整備局優良業務局長表彰
- 東北地方整備局優良業務事務所長表彰
- 東北農政局優良業務局長表彰
- 東北農政局優良業務事務所長表彰
- インフラＤＸ大賞
- みちのくインフラＤＸ奨励賞
- インフラメンテナンス大賞
- 公共建築賞

２）業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。

３）国からの表彰は、業務箇所が青森県内を含むものに限り、評価の対象とする。

４）業務着手時から完成までを通して携わった業務での表彰を対象とし、業務途中での技術者の交代等により一貫して携わっていない業務での表彰は対象外とする。

５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に実績があれば評価の対象とする。

６）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ（成長支援型）においては、本項目を評価対象外とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式１）

１）表彰の有無、表彰名、業務名、表彰年月日、業務種別を記載する。

【添付資料】

１）国からの表彰については、表彰状の写し。

４－２－２－５　技術者の手持ち業務量

評価項目	評 価 基 準	配 点
技術者の手持ち業務量(件数)	0件	2.0 点
	1件	1.5 点
	2件	1.0 点
	3件	0.5 点
	4件以上	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）入札に参加しようとする当該業務の公告日時点における配置予定技術者の手持ち業務件数(管理技術者及び担当技術者として従事しているもの）を評価する。

２）対象となる業務は、国又は青森県その他の公共工事発注機関（４－２－１－１「同種業務の実績」参照）が発注した業務とし、基準日において契約金額３百万円以上の建設関連業務（業務種別は問わない）とする。

３）建築関係建設コンサルタント業務については、評価対象外とする。

４）共同企業体としての業務（当初契約額は出資比率により算定）も対象とする。

５）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

１）手持ち業務の業務名、発注機関名、業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号、管理技術者及び担当技術者の別を記載する。

２）該当する業務を５件以内で記載する。

【添付資料】　不要。

４－２－２－６　継続教育の取組状況

評価項目	評 価 基 準	配 点
継続教育の取組状況	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3 月 31 日）時点とする（証明書は１年間有効とし、写しを添付）。

令和８年度中に公告される業務には、令和８年３月３１日を証明日とする証明書の写しの提出が必要となる。令和８年度中に取得する単位は、翌年度に評価される。

２）継続教育は、入札に参加しようとする業務の種別、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、各団体が定めている目標（推奨）単位を満たすことにより評価の対象とする。

３）下表は、建設系 CPD 協議会に加入している団体の内、継続教育制度を実施し目標（推奨）単位数を定めている団体の基準であるが、他の団体の継続教育制度についても評価するものとする。

４）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、代表者の取組を評価する。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ユニット／年 250 ユニット／5 年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD 制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

１）各団体が実施している継続教育制度において、団体が定める目標（推奨）単位を取得している場合、団体名及び取得単位数を記載する。

【添付資料】

１）証明書の写しを添付する。

４－２－２－７　技術者の地域精通度

評価項目	評 価 基 準	配 点
技術者の地域精通度	令和3年度以降の地域内での同種業務の実績有り	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

1）評価対象となる同種業務は、入札説明書に記載されている条件（業種、規模等）とする。
2）国又は青森県その他の公共工事発注機関（４－２－１－１「同種業務の実績」参照）が発注した業務を対象とし、地域内における実績を評価する。
3）評価対象となる「地域内」とは、入札説明書で示された地域【例えば、県内、〇〇県土整備事務所管内、〇〇郡内、〇〇市（町村）内　等】とする。
4）評価対象となる実績は、令和３年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日までの間に完成（完了登録）したものを対象とする。
5）業務実績は、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。
6）共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。
7）共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち１者に実績があれば評価の対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式２）

1）令和３年度以降、地域内での業務実績がある場合は、次の項目について記載する。
- 業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
- 登録番号：業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）登録番号又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）登録番号を記載する。
- 発注機関名：具体的に記載する（〇〇県土整備事務所等）。
- 業務場所：具体的に記載する（〇〇県〇〇市・郡〇〇大字〇〇地内）。
- 業務期間：業務期間を記載する。
- 契約金額：最終契約金額を記載する。
- 所属会社名：実績として記載した業務について、会社名を記載する。
- 従事役職：実績として記載した業務について、配置予定技術者が従事した役職を記載する。
- 業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

1）業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）の業務カルテ、又は公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテの写しを添付する。
2）但し、１）だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

４－２－３　実績補正

【評価項目】令和５年１月１日から令和７年１２月３１日までの青森県発注の総合評価落札方式（全ての型式）による建設関連業務（土木設計）の契約件数

契約件数	配　点
0 件	5.0 点
1 件	4.0 点
2 件	3.0 点
3 件	2.0 点
4 件	1.0 点
5 件以上	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）土木関係建設コンサルタント業務の簡易型Ⅱ（成長支援型）に限り評価する。

２）契約件数は、令和５年１月１日から令和７年１２月３１日までに青森県が発注した総合評価落札方式（全ての型式）による建設関連業務（土木設計）を対象とする。

３）設計共同企業体（ＪＶ）による契約は、すべての構成員にそれぞれ契約件数１件を算入する。

４）契約件数は、発注者が保有する契約実績により確認する。

【技術提案書記入の留意点】　記載不要。

【添付資料】　添付資料なし。

４－２－~~３~~４　実施方針

４－２－~~３~~４－１　業務理解度

評価項目	評　価　基　準	配　点
業務理解度 （業務の目的、内容、制約条件等）	審査者3名の採点合計　8点以上	10.0 点 (4.0 点)
	審査者3名の採点合計　6点又は7点	7.5 点 (3.0 点)
	審査者3名の採点合計　4点又は5点	5.0 点 (2.0 点)
	審査者3名の採点合計　2点又は3点	2.5 点 (1.0 点)
	審査者3名の採点合計　1点以下 （記載内容が標準的である）	0.0 点 (0.0 点)

※上段は標準型及び簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）の配点を示す。
　下段括弧は簡易型Ⅰ（土木関係建設コンサルタント業務）及び簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）の配点を示す。

【評価に関する運用事項】

１）本業務の目的、内容及び制約条件とその影響について、十分理解しているか。その理解度について評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式３－１、３－４）

１）標準型及び簡易型Ⅰは、業務の目的、内容、制約条件等について、様式３－１（Ａ４版１枚）に簡潔に記載する。
　簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）は、業務の目的、内容、制約条件等について、様式３－４に簡潔に記載する。

４－２－~~３~~４－２　実施手順

評価項目	評　価　基　準	配　点
実施手順 （実施工程、課題等の対応方針、品質管理体制）	審査者3名の採点合計　8点以上	10.0 点 (4.0 点)
	審査者3名の採点合計　6点又は7点	7.5 点 (3.0 点)
	審査者3名の採点合計　4点又は5点	5.0 点 (2.0 点)
	審査者3名の採点合計　2点又は3点	2.5 点 (1.0 点)
	審査者3名の採点合計　1点以下 （記載内容が標準的である）	0.0 点 (0.0 点)

※上段は標準型及び簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）の配点を示す。
　下段括弧は簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）の配点を示す。

【評価に関する運用事項】

１）業務の工程、課題等を十分理解し、どのような対策方針及び品質管理体制が必要か。その理解度、実現性、創意工夫について評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式３－２、３－３、３－４）

１）標準型及び簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）は、業務の実施工程を様式３－２（Ａ４版１枚）に記載する。また、課題等の対策方針及び品質管理体制を様式３－３（Ａ４版１枚）に簡潔に記載する。

　簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）は、業務の実施工程、課題等の対策方針及び品質管理体制を様式３－４に簡潔に記載する。

４－２－~~４~~５　技術提案

４－２－~~４~~５－１　特定テーマ

評価項目	評　価　基　準	配　点
特定テーマに対する 的確性･実現性	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	30.0 点
	記載内容が適切である	15.0 点
	記載内容が標準的である	0.0 点

【評価に関する運用事項】

１）入札説明書に示される特定テーマ（総合的なコスト、業務成果品の品質、社会的要請等から２～３テーマ）に対して、的確性・実現性を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式４）

１）特定テーマごとにＡ４版１枚で簡潔に記載する。

５　評価内容の担保

総合評価落札方式は、技術提案の評価が落札者の決定に直接関係しているため、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を講じ、評価内容の担保を図るものとする。

５－１　履行の確保

落札者の提案内容については、以下に示す措置を講じるものとする。

（１）落札者の提示した提案については、契約書にその内容を記載し、その履行を確保する。

（２）業務の監督・検査に当たっては、評価した提案の内容を満たしていることを確認する。

（３）提案内容の履行の確認は、適切な時点で適宜実施し、その確認の方法、頻度等については、受発注者間で、可能な範囲で合意しておくものとする。

５－２　履行できなかった場合の措置

受注者の責めにより提案内容の不履行等が認められた場合、業務成績評点を減ずる措置（１つの不履行に対して、マイナス５点）を行うとともに、併せて以下の措置を行うものとし、入札説明書等において明らかにするものとする。

（１）再度の履行が可能な場合は、再度の履行の義務があること。

（２）再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は、損害賠償等を行うこと。

（３）提出書類に虚偽の記載をした場合等、提案内容の履行状況が特に悪質と認められ指名停止要領に定める措置要件に該当する場合は、指名停止の措置を行うこと。

６　入札公告手続き

技術提案の評価に当たっては、発注者が求める技術提案の内容と評価の方法が応札する企業等に正しく理解されることで、積極的な技術提案の促進を図るとともに、技術提案の募集内容や評価の方法等に疑義を残さないことが重要である。

したがって、総合評価（技術提案）に関する事項について、入札説明書等に明示するものとする。

６－１　入札公告

実施公告または縦覧情報において、通常入札において明示しなければならない事項のほか、次に掲げる総合評価に関する事項について明示した入札説明書を交付するものとする。

（１）総合評価競争入札の方法による旨

（２）総合評価競争入札に係る落札者決定基準

（３）技術提案書を提出し、その内容が適正であることが必要である旨
（４）技術提案の審査結果の通知に関する事項
（５）入札価格は、適正と認められた技術提案に基づいたものでなければならない旨
（６）説明会を実施する場合は、その日時及び場所
（７）技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
（８）ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
（９）その他必要と認める事項

６－２　入札説明書

技術提案を求める標準型については、入札説明書には、次に掲げる総合評価（技術提案）に関する事項についても明示するものとする。

（１）技術提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
（２）技術提案については、その後の業務の履行において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
（３）技術提案を適正と認めることにより、設計図書において履行方法等を指定しない部分の履行に関する受注者の責任が軽減されるものでないこと。
（４）提案内容に不履行が認められた場合、業務成績評点を減ずる措置（１つの不履行に対して、マイナス５点）を行うこと。
（５）提案が履行できなかった場合で、再度の履行が可能な場合は、再度の履行を行わせること。また、再度の履行が困難あるいは合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。
（６）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月２８日青監第６３３号）に基づく指名停止を行うことがあること。

７　技術提案の中立かつ公正な審査・評価

７－１　技術提案の審査

技術提案等の審査に関しては、入札説明書に明示した評価項目及び評価基準に基づき、公正かつ公平な審査を通じて適切に行う。またその提案が担保できる内容のものであるかについて審査を行う。

審査等の公正さを確保するため、審査の結果、技術提案を適正と認められなかった申込者に対して発注者は、その者の要請に応じて理由を説明するものとする。

なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確である等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う。

７－２　中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。

このため地方自治法施行令の規定により、落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要とされた場合は、あらかじめ２人以上の「総合評価審査員」より意見を聴取することとする。

なお、技術提案については、提案自体が各企業の知的財産であるという認識のもと、他者に提案の内容に関する事項が知られることのないよう、また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように配慮するものとする。

７－３　自己評価申請書（様式０）の審査方法

総合評価落札方式【簡易型Ⅰ】においては、書類及び審査の効率化を図るため、入札者が評価項目の自己評価を実施する自己評価方式を試行的に実施する。

（１）自己評価申請書（様式０）による申請の対象は簡易型Ⅰとする。

（２）様式０のエクセルファイルを、青森県電子入札システムの添付資料として競争入札参加資格審査申請時にデータで提出する。

８　技術提案の審査方法について

８－１　審査者について

技術提案の審査については、総括調査員、主任調査員、調査員のうち３名で採点を行うこととする。総括調査員は必ず審査に加わることとし、残りの審査者については、総括調査員が指名した調査職員が行うこととする。

８－２　標準型の場合

８－２－１　業務理解度および実施手順

審査者は技術提案の内容に応じて整数（０～３点）で採点し、審査者３名の採点合計により配点（０，２．５，５，７．５，１０点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	３点
優	２点
良	１点
可	０点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（０点）で評価することとする。

審査者３名の採点合計による配点

配点	審査者３名の採点合計
１０点	８，９点
７．５点	６，７点
５点	４，５点
２．５点	２，３点
０点	０，１点

８－２－２　特定テーマに対する適格性的確性・実現性

審査者は技術提案の内容に応じて整数（０～３点）で採点し、審査者３名の採点合計により配点（０，１５，３０点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	３点
優	２点
良	１点
可	０点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（０点）で評価することとする。

審査者３名の採点合計による配点

配点	審査者３名の採点合計
３０点	８，９点
１５点	５，６，７点
０点	０，１，２，３，４点

８－３　簡易型Ⅰ（土木関係建設コンサルタント業務）の場合

８－３－１　業務理解度

審査者は技術提案の内容に応じて整数（０～３点）で採点し、審査者３名の採点合計により配点（０，１，２，３，４点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	３点
優	２点
良	１点
可	０点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（０点）で評価することとする。

審査者３名の採点合計による配点

配点	審査者３名の採点合計
４点	８，９点
３点	６，７点
２点	４，５点
１点	２，３点
０点	０，１点

８－４　簡易型Ⅰ（建築関係建設コンサルタント業務）の場合

８－４－１　業務理解度および実施手順

８－２－１と同様とする。

８－５　簡易型Ⅱ（建築関係建設コンサルタント業務）の場合

８－５－１　業務理解度および実施手順

８－３－１と同様とする。

令和９~~８~~年１~~７~~月１日